

条例公示第9号

教区会議員選挙条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉
参 務 古 賀 堅 志
参 務 長 峯 顕 教
参 務 佐々木 高
参 務 轡 田 普 善
参 務 山 田 孝 彦

教区会議員選挙条例

教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、教区制（1991年条例公示第8号。以下同じ。）第21条の規定により、教区会の選出議員の選挙について、必要な事項を定める。

（選挙資格）

第2条 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、選挙資格を有する。ただし、住職代務者を置いている寺院の住職又は教会主管者代務者を置いている教会の教会主管者は、選挙資格を有しない。

（被選挙資格）

第3条 選挙資格を有する住職又は教会主管者は、被選挙資格を有する。

（選挙資格を有しない者）

第4条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

（1）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（2）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

(1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

(2) 宗議会議員、組長又は査察委員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

(3) 宗議会議員選挙条例（2025年条例公示第2号。以下「宗選条例」という。）で定める中央選挙管理委員会及び選挙管理会（以下「教区選管」という。）の委員及びその補充員であった者で、当該選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

(選挙に関する区域)

第6条 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、在職する寺院又は教会が所在する選挙区において、選挙の投票を行うものとする。ただし、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を務める寺院又は教会が複数の選挙区にわたる場合は、それぞれの選挙区において投票を行うことができる。

2 同選挙区において、数個の寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を兼ねている者は、その本務である寺院又は教会が所在する投票区において投票しなければならない。

3 宗務役員その他役職により住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者を命ぜられた者は、前2項の規定にかかわらず、その寺院又は教会においては、選挙資格を有しない。

(選挙区)

第7条 選挙は、教区を一選挙区とし、選挙区ごとに行う。

(投票区に関する準用規定)

第8条 投票区については、宗選条例第8条の規定を準用する。

(選挙に関する事務)

第9条 選挙に関する事務は、教区選管が行う。

2 選挙係は、宗選条例第29条の規定を準用する。

(選挙人名簿の作成)

第10条 教区選管は、選挙の期日から数えて前28日を基準日として選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿に関する準用規定)

第11条 選挙人名簿については、宗選条例第30条(作成)第2項から第4項まで、第31条(閲覧)第1項、第32条(異議の申立)、第33条(申立に対する決定)、第34条(審問院への異議の申立)、第35条(削除)第1項及び第2項、第36条(補正)第1項(第2号を除く。)及び第38条(再作成)並びに第39条(保存)の規定を準用する。ただし、「当該教区選管を経由する」旨の手続きは除く。この場合においては、「中央選管」とあるは「教区選管」と読み替えるものとする。

(総選挙)

第12条 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後6日以内に行うことができる。

2 前項により総選挙が行われたときの議員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(欠員の補充)

第13条 議員に欠員が生じた場合、教区選管は、その選挙において、宗選条例第118条第2項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

(補欠選挙)

第14条 前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないときは、補欠

選挙を行う。ただし、議員の欠員の数がその定数の3分の1を超えないとき又は議員の任期満了前の教区制第12条第1項による教区会が終わった後は、補欠選挙を行わない。

2 第23条の規定による、選挙及び当選の効力に関する異議申立の期間中又はその申立の繫属中は、補欠選挙を行うことができない。

(再選挙及び選挙の手続きに関する準用規定)

第15条 再選挙及び選挙の手続きについては、宗選条例第44条(再選挙)、第45条(再選挙の手続き)及び第46条(選挙不能の処置)並びに第47条(選挙の期日等の告示)の規定を準用する。ただし、「中央選管へ報告する」旨の手続きを除く。

(立候補に関する準用規定)

第16条 立候補については、宗選条例第48条(立候補)第1項、同第6項、同第7項、第50条(候補辞退)及び第51条(候補者の告示)並びに第53条(諸届の受付時間)の規定を準用する。ただし、推薦届出及び推薦届出人に関する規定を除く。

(選挙運動に関する準用規定)

第17条 選挙運動については、宗選条例第54条(選挙事務長)、第55条(選挙運動員)、第56条(事務長及び運動員の届出及び証明)、第57条(事務長及び運動員の転属禁止及び制約)、第58条(選挙事務所)、第59条(選挙運動者)、第60条(運動の期間)、第61条(禁止行為)及び第65条(運動の取締)並びに第66条(諸届の受付時間)の規定を準用する。ただし、推薦届出及び推薦届出人に関する規定を除く。この場合においては、第57条第2項第2号の規定は、「宗議会議員、組長、副組長(候補者である者を除く。)及び査察委員」と読み替えるものとする。

(選挙人に対する通知)

第18条 教区選管は、次の各号に掲げる事項について、選挙の期日から数えて前8

日までに、選挙人に通知しなければならない。

- (1) 候補者の氏名
 - (2) 候補者の所属の寺院又は教会の名称及び所在地
 - (3) 選出すべき議員の定数
 - (4) 投票所及び投票管理者に関する事項（ただし、無投票の場合を除く。）
 - (5) 前各号以外の告示事項
 - (6) その他教区選管が必要と認めた事項
- (投票に関する準用規定)

第19条 投票については、宗選条例第67条（選挙の方法）、第69条（無投票。選挙公報への掲載を除く。）、第8章第2節（直接投票）及び第8章第3節（期日前投票）並びに第8章第4節（郵便投票）の規定を準用する。ただし、候補者である副組長は、投票管理者になることができない。

(開票に関する準用規定)

第20条 開票については、宗選条例第103条（開票及び開票所）、第104条（期日）、第105条（再投票における開票の期日）、第106条（開票の期日及び開票所の変更）、第107条（開票開始前の準備）、第108条（開票の開始）、第109条（開票所の入出及び参観）、第110条（開票所の秩序）、第111条（直接投票の点検）、第112条（期日前投票の点検）、第113条（郵便投票の点検）、第114条（異状又は違反の取り扱い）、第115条（開票及び投票の効力の判定）及び第116条（再投票）並びに第117条（得票数の発表）の規定を準用する。ただし、「中央選管へ報告する」旨の手続きを除く。

(当選人の決定等に関する準用規定)

第21条 当選人の決定等については、宗選条例第118条（当選人の決定）、第119条（当選人の失格。推薦届出人を除く。）、第120条（無投票当選）、第121条（当選人の告示）及び第123条（当選証書の交付）並びに第124条（関係文書の保存）の規定を準用する。ただし、第120条中「第43条に定める補欠選挙」

とあるは「この条例第14条に定める補欠選挙」と、第121条中「中央選管」とあるは「組織部」とそれぞれ読み替えるものとする。

(選挙録)

第22条 教区選管は、選挙録を作成し、会長及び開票に立ち会った委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印するものとする。

(異議申立等に関する準用規定)

第23条 異議の申立及びその裁決等については、宗選条例第125条(異議申立)、第126条(選挙及び当選の無効の裁決)及び第128条(異議申立の処理)の規定を準用する。

(選挙に関する非違及び懲戒の準用規定)

第24条 選挙に関する非違行為の懲戒については、宗選条例第129条(買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違)、第130条(選挙の自由妨害等の非違)、第132条(虚偽事項の公表等の非違)、第133条(役職務利用による非違。第1項ただし書を除く。)、第134条(不正郵便投票の非違)、第135条(期間外運動の非違)、第136条(挨拶行為の非違)、第137条(暴力による非違)、第138条(事務長、運動員及び選挙事務所の設置に関する非違)、第139条(開票所又は投票所の秩序を乱した非違)及び第140条(職務違反)並びに第141条(非違及び違反事件の処理)の規定を準用する。ただし、第133条第2項中「組長、副組長」とあるは「宗議会議員、組長、副組長(候補者である者を除く。)」と読み替えるものとする。

(達令への委任)

第25条 この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、2025年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に教区会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

- 3 東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例（2013年条例公示第10号）は、廃止する。
- 4 教区及び組の改編に関する条例（2013年条例公示第4号）第46条第3項中「教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）第21条」を「教区会議員選挙条例（2025年条例公示第9号）第13条」に改める。
- 5 組制（1991年条例公示第9号）第36条第2項を次のように改める。
 - 2 当選人のないときは、再選挙を行う。